

# 貸切バス事業者に対する巡回指導

関東貸切バス適正化センターは、国が行う監査を補完するため、国の監査対象事業者以外の事業者を対象に巡回指導を実施し、業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し、業界全体の安全意識の向上を図ることを目的としています。

- ・体制：適正化事業指導員2名1組
- ・頻度：原則、各営業所ごとに毎年1回実施
- ・内容：国による監査に準じて法令遵守状況の確認・改善指導を行い、悪質な違反事業者は監査対象として国に通報

